

東別院漁業協同組合京内共第 13 号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、東別院漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた京内共第 13 号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎ、ます類をいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。なお、年券及び日券については、組合の発行する遊漁券を事前に購入し、遊漁の際は、所持しなければならない。
- 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して、組合員若しくは他の遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により、組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法により ウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間内でなければならない。

ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
あゆ	手釣 竿釣	1 人 1 竿 1 人 2 統	京都府と大阪府との安威川右岸、左岸境界を結んだ線から上流の東掛川及び栢原川	5 月 30 日から 12 月 31 日までの期間内で、組合が定めて公表する期間
こい	たも網 刺網			1 月 1 日から 4 月 30 日まで、 6 月 1 日から 12 月 31 日まで
うなぎ	竿釣 釜	1 月 1 日から 12 月 31 日まで		
ます類 (あまご) (にじます)	手釣 竿釣	1 人 1 竿 1 人 2 統		3 月 1 日から 9 月 30 日までの期間で、組合が定めて公表する期間
ます類 (いわな)	たも網 刺網			3 月 16 日から 9 月 30 日までの期間で、組合が定めて公表する期間

- 2 前項の公表は、組合の掲示板及び第 6 条に規定する遊漁料の納付場所に掲示するものとする。

(禁止区域)

第 4 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域において、ウ欄の期間は、遊漁をしてはならない。

ア魚種	イ区域	ウ期間
全漁業権	京都府と大阪府との安威川右岸、左岸境	4 月 1 日から 12 月 31 日までの期間

魚種	界を結んだ線から上流の東掛川及び栢原川	内で、組合が定めて公表する期間
----	---------------------	-----------------

(体長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる水産動物は、それぞれイ欄に規定する大きさ以下のものはこれを採捕してはならない。

ア名称		イ全長
こい		15cm
うなぎ		30cm
ます類	あまご	12cm
	いわな にじます	15cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券及び日券においては、次の表の額の20パーセント以内、1,000円以下の額については30パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣	年券	6,000円
		日券	2,000円
こい ます類	手釣、竿釣	年券	2,500円
		日券	700円
うなぎ	竿釣、釜	年券	2,500円
全魚種	たも網、刺網	年券	5,000円

- 2 遊漁料の納付は組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。
- 3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。

ア遊漁する者の区別	イ遊漁料
中学生以下の者	免除
身体障害者	第1項に規定する各料金の2分の1の額

(遊漁承認証等に関する事項)

- 第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、遊漁承認証を交付するものとする。
- 2 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
 - 3 遊漁承認証を他人に貸与してはならない。
 - 4 遊漁承認証は、再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合は、この限りでない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

- 5 遊漁者は、組合が魚漁法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

（適用除外）

第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

附則

この規則は令和6年1月1日から施行する。